京都府 報道発表資料

府政記者室、中丹広域振興局　同時資料配付

令和８年 11 月 10 日

「特定利用空港・港湾」の協議状況について

～確認事項への国の回答（２回目）、国からの「円滑な利用に関する枠組み」の確認依頼～

■国が「特定利用空港・港湾」の対象候補としている京都舞鶴港について、本府から送付していた２回目の確認事項への回答があり、併せて、国から「円滑な利用に関する枠組み※」の確認依頼がありました。その内容を府ＨＰに掲載しましたので、お知らせします。

※自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国土交通省、海上保安庁、防衛省及び空港管理者又は港湾管理者との間に設ける枠組み

１．国からの「特定利用空港・港湾」の確認事項の回答（２回目）

〈確認の内容〉

(1) 平素及び緊急時等における港湾利用について
(2) 漁業・港湾事業者及び地域住民への影響について
(3) 訓練情報等の提供・公表について

〈各確認事項と国からの回答〉

京都府ホームページ「特定利用港湾への対応について」に掲載
（URL）https://www.pref.kyoto.jp/kowan/news/tokuteiruyou.html

２．国からの「円滑な利用に関する枠組み」の確認依頼について

〈確認依頼の概要〉

(1) 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設利用について、関係法令等を踏まえて適切に対応する。
(2) 自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、緊急性が高い場合（武力攻撃事態等は除く）であって、港湾施設の利用に合理的な理由がある場合においては、民生利用に配慮しつつ、自衛隊・海上保安庁の柔軟かつ迅速な施設利用に努める。
(3) 防衛局・海上保安本部・港湾管理者で連絡・調整体制を構築し円滑な利用に向けて意見交換を行うとともに、近畿地方整備局はこれに協力する。

※上記は依頼内容の概要。原文は、上記 URL に併せて掲載

３．今後の対応

今後、国からの回答（２回目）を関係者へお伝えするとともに、国から確認依頼のあった『円滑な利用に関する枠組み』を受け入れるかどうかについては、引き続き関係者のご意見を伺いながら港湾管理者として総合的に判断します。

（次頁あり）

（参考：国との協議・検討の経過）

７月１３日（月）国からの説明
７月１５日（水）国からの説明について京都府ホームページに掲載
８月１４日（金）国への確認事項を送付（１回目）
９月１１日（金）国からの回答を受理　（１回目）
９月１５日（火）国からの確認事項の回答について公表
１０月１９日（月）国への確認事項を送付（２回目）
１１月　９日（月）国からの回答を受理　（２回目）
国からの『円滑な利用に関する枠組み』の確認依頼を受理
１１月１０日（火）国からの確認事項の回答及び『円滑な利用に関する枠組み』の確認依頼について公表

【本報道発表に関するお問合せ】
港湾局港湾企画課　課長　樫　　TEL 0773-75-0192
係長　山﨑　TEL　　〃

